

10月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
司法書士相談	13日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	21日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	8日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	6日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	10月はお休み		広報広聴課 (☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)
税務相談	5日(火)、13日(水)、19日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制
心配ごと相談	第1・第3水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
DV相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課 (☎内線2392)	DVIに関する相談(担当職員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火、水、金、土曜日	9:00~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員、弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
精神保健相談	5日(火) 22日(金)	14:30~16:30 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5342)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
女性のための	フェミニスト相談	毎週火曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制
	一般相談	8日、22日(金)		

進めよう！ 男女共同参画

☎男女共同参画室(☎827・1107)

アンコンシヤス・バイアスへの気づき

アンコンシヤス・バイアス(unconscious bias)を知っていますか？これは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」という意味で、他にも「無意識の思い込み」や「無意識の偏見」などと表現されることもあります。

内閣府の「第5次男女共同参画基本計画」すべての女性が輝く令和の社会へ」では固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消をすることも、無意識の思い込み(アンコンシヤス・バイアス)による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図っています。

アンコンシヤス・バイアスは、日常のあらゆる場面で起きています。

例えば…

- ・血液型を聞いて、相手の性格を想像することはありませんか？
- ・性別・世代・学歴などで、相手を見ていませんか？
- ・「親が単身赴任中です」と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべていませんか？
- ・男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と、とっさに思っていないですか？

アンコンシヤス・バイアスへの気づきは、男女共同参画社会に向けての第一歩です。

アンコンシヤス・バイアスがあることがいけないのではなく、それが押し付けや、決めつけの言動となって表れたとき、はじめて問題となる場合があります。まずは、職場や日常において「もしかしたら、私にも無意識の思い込みや偏見があるかもしれない…」と考えてみてください。決めつけないこと、一人ひとりと対話をしてみることで、相手を尊重する心の姿勢を持つことが重要です。